

科学研究費助成事業の運営・管理に係る責任体制について

姫路獨協大学は、科学研究費の運営・管理を適正に行うため、その不正防止に関して権限と責任の範囲を明確にし公表します。

最高管理責任者	学 長	
(姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程 第4条) ・機関全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う。		
統括管理責任者	事務局長	
(同上規程 第5条) 最高管理責任者を補佐し、科研費の実質的な運営・管理を統括するため、統括管理責任者を置く。		
コンプライアンス推進責任者	各学部長（研究科長）、事務担当部局の長	
(同上規程 第6条) ・各学部長（研究科長）は、所属学部（研究科）の長として、研究者に対し、適正な運営・管理を行うよう指導する。 ・事務担当部局の長は、科研費の実質的な業務について、運営・管理を行う。		
外国語学部長 法学部長 経済情報学部長 医療保健学部長 薬学部長	言語教育研究科長 法学研究科長 経済情報研究科長 総務部長 教務部事務部長	
事務担当窓口	総務課 079-223-9188内線 (2265)	経理課 079-223-6595内線 (2271)
(同上規程 第7条) ・総括窓口は総務課とし、科研費の申請等に関する事務を担当する。 ・経理事務窓口は経理課とし、科研費の執行及び管理等に関する事務を担当する。		